



小林勝哉

社会保険労務士事務所

事務所通信と最新情報



本号の内容

新宿区・市ヶ谷の地で開業しました

**同一労働同一賃金
まもなく：
中小企業適用開始**

**デジタル庁に向けて：
ITは本当になくなるのか**

**新宿区・市ヶ谷の地で開業
しました**

よろしくお願い申し上げます

この度 小林勝哉社会保険労務士事務所を独立開業いたすことになりました

この日を迎えることができましたのも 皆様の温かいご支援とご厚誼の賜物と深く感謝し 心より厚くお礼申し上げます

ここ新宿の地で新たな歩みを開始できる感謝を胸に 一人を大切に地域に社会に勇気と希望を贈りゆけるよう 精進してまいります

お一人お一人の生き生きとした笑顔のために 経営者の皆様のおよきパートナーとなれますよう 青年の気概で挑戦していく所存です

つきましては今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます

なお お近くにお越しの節は是非お立ち寄り下さい

謹 白

令和2年10月

小林勝哉社会保険労務士事務所

代表 小林勝哉

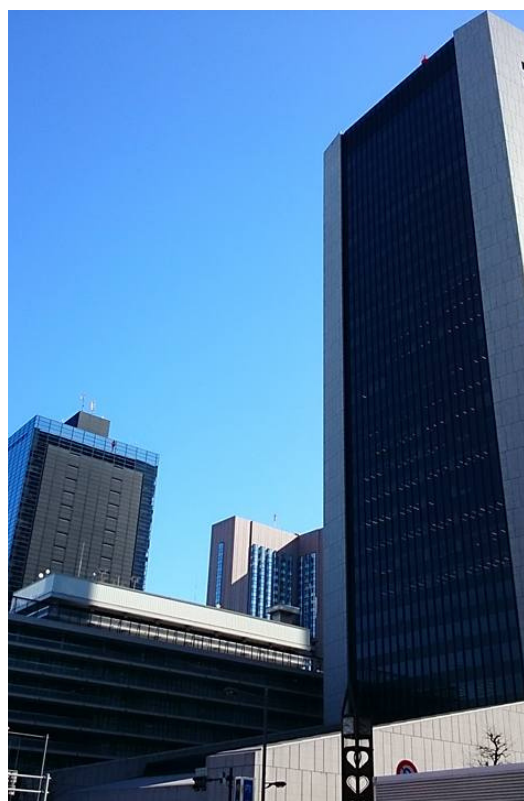


同一労働同一賃金 まもなく： 中小企業適用開始

10月は同一労働同一賃金についての最高裁判決も出てニュースでも取り上げられましたね。いよいよ中小企業も2021年4月から適用開始となります。チェックシートがありますので、一緒に準備を進めていきましょう。

デジタル庁に向けて： ハンコは本当になくなるのか

デジタル庁に向けて行政改革の目玉としてハンコの廃止の議論が始まりました。せっかくのテレワークも朱肉で押すハンコのために出勤するという風景はまだまだ残っています。ハンコをなくすためには、二つのデジタル化が必要になります。ハンコそのもののデジタル化と、ハンコを押す紙のデジタル化です。ハンコそのものは、目に見えない電子証明書に変わっていきます。紙は、スキャナで変換ではなくはじめてからファイルで作成するようにしたいものです。2021年度はテレワーク活用の助成金も充実します。まずは身近な紙の資料をなくしていくことからテレワークの準備を進めていきましょう。



小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町33 東京左官会館3階

TEL : 03-6228-1336

FAX : 03-6800-5979

